

第5章 計画の継続的な推進と評価

1 市民、事業者、行政（市）による計画の推進

社会福祉法第4条において、「地域福祉の推進」の主体として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」が規定されています。また、同法第107条には市町村が地域福祉計画を策定することが規定されています。

地域福祉を推進していくためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場で、さまざまな地域での課題解決のために「何ができるか」を考え、お互いに連携・協力し、解決策を見つけ、行動することが重要であり、それこそが、子どもから高齢者の誰もが、住み慣れた地域で助け合い、支えながら、健康で明るく充実した生活を送ることができるまちづくりの第一歩です。

（１）市民の役割

市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深めるとともに、人は一人では生きていけず、お互いの協力が必要だという認識を持ち、自分には何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉を実現することが期待されます。

（２）事業者の役割

福祉サービスの供給主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、また、アウトリーチといったニーズの把握を行うとともに、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により、総合的なサービスの提供を行うことが求められます。

（３）行政（市）の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進を努める必要があります。

また、市民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるように、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

2 岩見沢市社会福祉協議会との連携による事業の推進

岩見沢市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、本計画の目標を実現させるためには、計画の各分野において、社会福祉協議会が市民、ボランティア、福祉団体などと協働して役割を担うことが期待されます。

また、岩見沢市社会福祉協議会と相互に連携しながら、計画に基づく施策の実現をめざします。

3 計画の進捗状況の把握と評価

岩見沢市地域福祉計画に基づく施策を推進するため、庁内において連携を密にして、進捗確認を行うとともに、有識者、福祉関係団体、その他市民団体等の代表者、公募により選任された市民からなる「岩見沢市地域福祉計画策定委員会」において、計画の評価や進捗状況について確認いたします。

また、必要に応じて、見直しを行い、「岩見沢市地域福祉計画策定委員会」での議事内容については、ホームページなどを通じて、適宜、市民に公表します。

4 財政基盤の確立

岩見沢市地域福祉計画に基づき、地域福祉を推進していくためには、計画に規定されているそれぞれの具体的な施策の費用対効果を十分に検討した上で、限られた財源の配分と施策の実施体制を効率的・効果的に行うように努めます。